

八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設処務規則

〔平成20年 3月25日〕
規則第3号

改正

(目的)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設（以下「施設」という。）の組織、職務分掌その他必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 施設に事務長、次長、係長、技師、主事及びその他必要な職員を置く。

(職務)

第3条 事務長は、組合長の命を受けて業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務長を補佐する。

3 前項以外の職員は、上司の指示に従い、その分担業務に従事する。

(専決事項)

第4条 事務長は、組合長の権限に属する事務の一部を専決することができる。

2 事務長の専決事項は、八幡浜地区施設事務組合事務局処務規則（昭和58年規則第1号）別表第2の規定を準用する。

(代決)

第5条 事務長不在のときは、次長が代決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、この限りでない。

2 前項の規定により、代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(準用規定)

第6条 この規則で定めるもののほか、施設の処務に関しては、八幡浜市事務分掌規則（平成17年八幡浜市規則第5号）の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。